

「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例案」に対する意見提案用紙

【関係項目名】 緑地面積率の緩和について

【ご意見・ご提案 記入欄】

この度、貴課において進められている標記条例案の策定について、環境保全の観点から意見書を提出いたします。

本条例案の策定について、その背景として、「20%の緑地面積の確保が新たな投資を行ううえでの制約になっている」、「緑地規制の緩和によって設備投資が推進されることは、老朽設備が更新され、結果として、公害防止、CO2削減の推進にも寄与する」と述べられている。また、既に緑地面積を緩和している他自治体の状況を述べられているが、実際に緩和を行った自治体で、どれほどの公害防止、CO2排出量削減につながったのか、具体的な数値を示されるべきである。今回のように、緑地面積規制を緩和することは、生産規模の拡大、排出量の増加による環境負荷の増大を招くおそれがあり、本当に環境負荷の軽減に有効であると考えておられるなら、具体的な数値を示すべきである。むしろ、技術革新の進んだ現在では、これまでと同等規模あるいはそれ以下の施設規模でこれまで以上の生産量を確保することは可能と考えられ、緑地面積の規制が設備投資の大きな妨げになるとは考えにくく、設備投資と緑地面積との関係については、より精査すべきである。

また、今回の規制緩和の対象地域である、工業専用・工業地域の中でも工場立地法施行前に建設された工場が79を数える倉敷市は、水島コンビナートを抱えており、ご存知のようにかつて激甚な大気汚染公害がもたらされた地域でもある。そういった工場を対象にした環境規制の緩和は、かつての公害経験を全く無視したものであり、岡山県が再び人々の健康よりも産業発展を優先するという姿勢を示したものととらえられかねず、許容されるものではない。

もし、本当に緑地規制の緩和を実施されるなら、この規制緩和による緑地面積の変化を公表するとともに、削減された緑地面積の環境への貢献分を補填するような代替措置を取るべきである。また、上述のように、この規制緩和によってどれほど環境負荷が増えたのか、減ったのか、きちんと調査をして、定期的に市民に分かりやすく公表するといった対策をとるべきであると考えます。これらについて、県として何か検討されている対策があれば、ご教示いただきたい。

ご住所（住所は市町村名のみで結構です。）	電話番号	
岡山県倉敷市	086-440-0121	
お名前	性別	年齢
財団法人 水島地域環境再生財団 理事長 森瀧健一郎	男	78 歳

お名前、電話番号、ご住所（市町村名を除く）は公表いたしません。

ご記入された個人情報、 「工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例案」に対する意見募集の目的以外には使用しません。